

# 1 「府県制度」について

## 【府県制度の沿革】

府県の設置は、明治4年の廃藩置県により3府302県体制からスタートし、その後統合・再編が進められ、明治21年には現在の府県の区域や名称がほぼ確立した。

都道府県の区域は、明治21年(1888年)に現在の47都道府県体制の骨格ができ、その後116年間、基本的にその姿を変えていない。ちなみに、明治22年の市制・町村制の施行時の全国の市町村数は、15,859であったが、平成15年4月現在では3,190となっており、約5分の1に減少している。

戦前の都道府県は、知事官選制がとられ、国家統治の一機構としての色彩が極めて強かったが、昭和22年、憲法と地方自治法が同時に施行され、知事の公選制が定められるなど、現在の制度の骨格ができた。

平成12年4月の地方分権一括法による地方自治法の改正により、機関委任事務制度が廃止され、国の機関としての役割から解放された。

- ・明治2年 版籍奉還
- ・明治4.7 廃藩置県：藩を廃止。全国に3府302県を設置。
- ・明治4.10 府県官制の制定：府県に知事(県知事はすぐに県令と改称)を置く。
- ・明治4.11 第1次統廃合：3府72県
- ・明治11 府県会規則の制定：府県に直接公選の議員からなる府県会を設置。
- ・明治19 地方官官制の制定：府知事・県令の名称を知事に統一。知事は内務大臣の監督に属するものとされた。
- ・明治21 香川県を設置：現在に至る府県の境界、名前がほぼ確立(1道3府43県)。
- ・明治23 府県制制定：府県を国の地方行政区画とし、官吏の知事を配置。
- ・昭和22 地方自治法の制定：現在の制度の骨格ができる。

## 【愛知県の区域の変遷】

古代には尾張国(木曾川、庄内川地方)、三河国(西三河の矢作川地方)、徳国(東三河の豊川地方)の3か国からなっていたが、大化の改新後の

律令制下では、尾張、三河の2国となっている。なお、律令時代には日本は「五畿七道」という行政区画に分けられており、尾張、三河は、「東海道」に区分されていた。

江戸時代には親藩である徳川氏が御三家の筆頭として代々尾張一国を治めていたが、三河の多くは幕府の譜代大名が藩主となり、10藩前後で推移した。なお、このころ、国という意味の「州」を旧国名の頭の文字の下に付けて呼ぶようになったとされる（三州、尾州など）。

明治2年の版籍奉還により、尾張は、名古屋・犬山の2藩、三河は、豊橋・西尾・岡崎・重原・刈谷・拳母・田原・西端・西大平・半原の10藩に分かれ、明治4年7月の廃藩置県により尾張の2藩、三河の10藩は、それぞれ県となる。

明治4年11月の県の統廃合により三河の諸県を廃止して額田県を置き、尾張では名古屋・犬山の2県を廃止して名古屋県を置いた。

明治5年4月、名古屋県を愛知県と改称し、同年11月、額田県を廃し、愛知県に編入した。

現在までの県境変更は、次のとおり。

- ・明治9.4 筑摩県（現長野県）伊那郡根羽村の一部を設楽郡大埜瀬村に編入。
- ・明治13.5 三重県桑名郡のうち境新田等15か村を海西郡に編入
- ・明治20.7 岐阜県中島郡のうち東賀野井等4か村を愛知県中島郡に編入し、愛知県中島郡西中野村の一部を岐阜県中島郡に編入。
- ・昭和30.4 岐阜県恵那郡三濃村の一部を東加茂郡旭村に編入。  
三重県桑名郡木曾岬村の愛知県海部郡弥富町への編入問題
- ・昭和31年9月に両町村議会が廃置分合の議決をし、愛知県議会は編入議決をしたが、三重県議会は合併反対の議決を行う。
- ・昭和32年1月に両町村は新市町村建設促進法に基づき、内閣総理大臣に処分の申請を行ったが、33年10月、自治庁は内閣総理大臣の処分を行わない旨の通知を出す。